

高島市人事行政の運営等の状況公告

高島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月30日条例第305号）に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況を公表します。

令和6年9月30日

高島市長 福井 正明

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用および退職数 (令和5年度)

採用者	令和5年4月2日～令和6年3月31日	8 人
	令和6年4月1日	53 人
	合 計	61 人
退職者	令和5年4月1日～令和6年3月30日	13 人
	令和6年3月31日	39 人
	合 計	52 人

注 採用・退職者数は全部局です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	人員配置の見直し、勤務条件改善など
		総 務	118	115	△ 3	
		税 務	19	19	0	
		民 生	127	133	6	
		衛 生	45	40	△ 5	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	29	29	0	
		商 工	13	13	0	
		土 木	30	30	0	
		計	385	383	△ 2	人口1万当たり職員数 82.85 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 68.94 人
	教育部門	54	54	0	人員配置の見直し、勤務条件改善など	
	消防部門	103	102	△ 1		
	小 計	542	539	△ 3	人口1万当たり職員数 116.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 88.71 人	
公営企業等会計部門	病 院		264	268	4	人員配置の見直し、勤務条件改善など
	水 道		8	9	1	
	下水道		8	7	△ 1	
	その他		60	61	1	
		小 計	340	345	5	
合 計			882 [1,071]	884 [1,071]	2 [0]	人口1万当たり職員数 191.23 人

注1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 その他は国民健康保険・介護保険・介護老人保健に従事する職員数です。

(3) 職員の競争試験および選考の状況 (令和5年度)

① 競争試験の状況

職 種	受験者数		内女性		採用者数		内女性		最終競争倍率
上級一般事務職	73	人	20	人	11	人	5	人	6.6 倍
初級一般事務職	7	人	2	人	0	人	0	人	— 倍
保健師	3	人	3	人	1	人	1	人	3.0 倍
管理栄養士	7	人	7	人	2	人	2	人	3.5 倍
保育士	9	人	8	人	4	人	4	人	2.3 倍
社会福祉士	5	人	3	人	2	人	2	人	2.5 倍
消防職	19	人	1	人	4	人	0	人	4.8 倍
埋蔵文化財専門職	5	人	1	人	1	人	0	人	5.0 倍
土木技術職	1	人	0	人	1	人	0	人	1.0 倍
合 計	129	人	45	人	26	人	14	人	5.0 倍

② 選考採用の状況

職 種	採用者数	採用者の詳細
一般事務	2 人	指導主事等2人（滋賀県教育委員会人事異動による）
医療技術	25 人	医師11人 薬剤師1人 臨床検査技師1人 作業療法士1人 助産師2人 看護師8人 介護士1人
合 計	27 人	

③ 障がい者である職員の任免状況 (令和5年6月1日現在)

1. 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	702.0人
2. 障がい者の数	18.5人
3. 実雇用率	2.64%
4. 法定雇用率達成のために採用しなければならない障がい者数	0人

注1 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数および除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

注2 「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の計であり、重度身体障がい者および重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行っています。また、重度身体障がい者および重度知的障がい者である短時間勤務職員については1人分、重度以外の身体障がい者および知的障がい者ならびに精神障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。

注3 上記の数値は、病院を除く高島市全体の職員数から算定した数値です。

④ 障がい者を対象とした別枠による採用の状況

令和5年度 実施なし

2 職員の人事評価の状況

すべての正規職員に「業績評価」「能力評価」の2種類の人事評価を行っています。

業績評価とは、職員が職務を遂行するに当たり、評価者（上司）と被評価者（職員）が面談の上あらかじめ目標を設定し、その目標に従って業務を行った結果、どれだけ達成できたかを評価するものです。

能力評価とは職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握したうえで評価するものです。

能力評価の評価結果は、勤勉手当の支給率に反映しています。業績評価の結果は人材育成や人事配置等の人事管理の基礎として活用しています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 令和4年度
令和 5 年度	人 45,783	千円 32,168,613	千円 555,490	千円 5,380,085	% 16.7	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 539	千円 1,969,140	千円 359,939	千円 791,834	千円 3,120,913	千円 5,790	千円 5,732

- 注 1 人件費には、一般職員の給料、諸手当のほか、市長、議員などの特別職の給料・報酬、各種委員会の報酬、共済組合への負担金などを含みます。
- 2 普通会計とは、一般会計と企業会計・事業会計を含まない特別会計を合算した会計区分をいいます。
- 3 職員手当には退職手当を含みません。
- 4 職員数は令和5年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の給料の状況（令和5年4月1日現在） 職員の給料は、職種、学歴、経験年数などにより決定します。

ア 平均給料月額および平均年齢

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
高島市	42.8 歳	324,000 円	53.8 歳	299,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	51.2 歳	286,942 円

イ 職員の初任給の状況

区分		高島市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	205,264 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	173,318 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	166,320 円	- 円
	中学卒	147,100 円	153,339 円	- 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,600 円	356,200 円	390,000 円	418,000 円
	高校卒	243,300 円	320,000 円	355,000 円	394,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	266,700 円	287,100 円	295,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	302,500 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

級	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・次長	34 人	10.7 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長	44 人	13.8 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長・主監	24 人	7.5 %	295,400 円	394,000 円
4 級	参事	55 人	17.2 %	271,600 円	382,000 円
3 級	主任	68 人	21.4 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主査	63 人	19.7 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事	31 人	9.7 %	162,100 円	249,400 円
合計	-	319 人	100.0 %	-	-

注 1 高島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高島市		滋賀県		国	
(令和5年度 支給割合)		(令和5年度 支給割合)		(令和5年度 支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 (1.375) 月分	2.05 (0.975) 月分	2.45 (1.375) 月分	2.05 (0.975) 月分	2.45 (1.375) 月分	2.05 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5%~20% ・管理職加算 15%、20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

区 分	高島市		国	
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

ウ 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度 普通会計決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度 決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
-	-	-	-

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度 普通会計決算)			6,677 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (令和5年度 決算)			115,121 円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合 (令和5年度 決算)			11 %	
手当の種類			4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
行旅死亡人処置手当	右の業務に従事した職員	行旅死亡人の処置	1件	1,000円
動物死体処理手当	右の業務に従事した職員	有害鳥獣等の死体処理	1件	300円
新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症に対する緊急的な措置・作業	1日	3,000円
保育士等処遇改善手当	右の業務に従事した職員	保育所、認定こども園で勤務する保育士資格、幼稚園教諭免許の所有者	月額	9,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度 普通会計決算)		81,572 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度 普通会計決算)		248 千円
支給実績 (令和4年度 普通会計決算)		81,238 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度 普通会計決算)		246 千円

注 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員を除く) です。

カ その他の手当

(令和5年4月1日現在)

内 容 お よ び 支 給 単 価			国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 令和5年度 普通会計決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 令和5年度 普通会計	
扶 養 手 当	配 偶 者	6,500 円	同	-	68,058 千円	272,232 円	
	子（配偶者有）	10,000 円					
	子（配偶者無）	10,000 円					
	父母等（配偶者有）	6,500 円					
	父母等（配偶者無）	6,500 円					
	特 定 期 間 の 加 算	5,000 円					
住 宅 手 当	職員の居住する借家・借間		同	-	22,150 千円	303,425 円	
	家賃27,000円以下	家賃額－16,000円					
	家賃27,000円を超え 61,000円未満	(家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円					
	家賃61,000円以上	28,000円					
初 任 給 調 整 手 当	専門的知識を必要とし、 かつ採用による欠員の困 難と認められる職員の初 任給についてその水準を 調整するための手当	月額2,500円 ～ 415,600円	同	-	0 千円	0 円	
通 勤 手 当	交通機関		同	-	38,129 千円	88,058 円	
	通勤のために交通機関 等の利用を常例とし、 運賃等の負担を常例と し、徒歩により通勤す るものとした場合の通 勤距離が片道2km以上 であること	運賃等相当額が 55,000円以下につ いては運賃等相当 額					
	自動車等の使用者						
	通勤のために 自動車等の使 用を常例とす ること、徒 歩により通勤 するものとし た場合の通勤 距離が片道 2km以上であ ること	～ 5km					2,000 円
		5km ～ 10km					4,200 円
		10km ～ 15km					7,100 円
		15km ～ 20km					10,000 円
		20km ～ 25km					12,900 円
		25km ～ 30km					15,800 円
		30km ～ 35km					18,700 円
		35km ～ 40km					21,600 円
		40km ～ 45km					24,400 円
		45km ～ 50km					26,200 円
		50km ～ 55km					28,000 円
		55km ～ 60km					29,800 円
		60km ～					31,600 円

内 容 お よ び 支 給 単 価				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 令和5年度 普通会計決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 令和5年度 普通会計
単身赴任手当	官署を異にする異動又は官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	定 額	30,000 円	同	-	360 千円	360,000 円
		100km～ 300km	8,000 円				
		300km～ 500km	16,000 円				
		500km～ 700km	24,000 円				
		700km～ 900km	32,000 円				
		900km～1,100km	40,000 円				
		1,100km～1,300km	46,000 円				
		1,300km～1,500km	52,000 円				
		1,500km～2,000km	58,000 円				
		2,000km～2,500km	64,000 円				
		2,500km～	70,000 円				
宿日直手当	一般の宿日直		4,400 円	同	-	1,624 千円	56,000 円
	研修施設等における当直		6,100 円				
	訪問看護ステーションにおける当直		2,200 円				
	常 直		22,000 円				
管理職手当	部 長		78,300 円	-	-	108,780 千円	538,515 円
	次 長		65,100 円				
	課 長		50,500 円				
	主 監		39,600 円				
	参 事		30,200 円				
特管理 手別勤 当務員	部長・次長・課長	週 休 日 等	6,000 円	-	-	651 千円	3,223 円
		平日0～5時	3,000 円				
	主監・参事	週 休 日 等	4,000 円				
		平日0～5時	2,000 円				
務休 手日 当勤	正規の勤務時間として休日・年末年始に勤務を命ぜられた職員に支給		勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同	-	23,721 千円	465,118 円
務夜 手間 当勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給		勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同	-	8,217 千円	139,271 円

(6) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 区 町 村 長 副 市 長	750,000 円 585,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
			980,000 円	382,500 円	
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	400,000 円	600,000 円	327,000 円	
		340,000 円	540,000 円	279,000 円	
		310,000 円	500,000 円	259,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度 支給割合)			
	副 市 長 収 入 役	3.40 月分			
退 職 手 当	議 長	(令和5年度 支給割合)			
	副 議 長 議 員	3.40 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 長	算定方式		1期の手当額	支給時期
		退職時の報酬月額×支給率 (0.43) ×勤続月数		15,480,000 円	任期毎
		退職時の報酬月額×支給率 (0.26) ×勤続月数		7,300,800 円	

注 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期 (4年＝48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (令和5年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	
		開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分

(2) 休暇制度の概要 (令和5年4月1日現在)

種 類		付与日数
年次有給休暇		1年につき20日
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要最小限の期間 (最大90日まで)
特別休暇	1 選挙権その他公民としての権利の行使のための休暇	必要と認める期間
	2 証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合の休暇	必要と認める期間
	3 骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
	4 ボランティア休暇 ① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動 ② 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ③ 身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
	5 結婚休暇 結婚式その他の結婚に伴い必要と認められる行事等	連続する5日
	6 不妊治療に係る通院等のための休暇 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(体外受精その他の市長が定める不妊治療の場合は10日)の範囲内の期間
	7 産前休暇 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	8 産後休暇 妊娠4ヶ月以上の分娩をいい、死産も含みます	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	9 保育時間休暇 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回30分
	10 妻の出産 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間	2日

種 類		付与日数
特別休暇	11 男性職員の育児参加のための休暇 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊婦にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日
	12 子の看護のための休暇 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、または疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上にあつては10日)
	13 短期介護のための休暇 要介護者の介護や世話をを行う職員が、世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)
	14 忌引休暇 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族関係により 1日～7日
	15 父母の祭日(法要)	1日
	16 夏季休暇 一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内	連続する3日の範囲内
	17 災害休暇① 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認める期間
	18 災害休暇② 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
	19 災害休暇③ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間
	20 生理休暇 生理に有害な職務に従事する場合および生理日において勤務することが困難である場合	2日以内でその都度必要と認める期間
	19 妊娠中の通勤混雑緩和休暇 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響を与える場合	1日を通じて1時間を超えない範囲

種 類			付与日数
特別休暇	21	妊娠中の保健指導および妊婦検診 妊娠中または出産後1年以内の職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認める期間
	22	妊娠障害(つわり) つわりのため勤務することが著しく困難である場合	7日以内で必要と認める期間
介護休暇		配偶者、父母、子等が負傷、疾病または老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間	2週間から6ヶ月の範囲内
介護時間		配偶者、父母、子等が負傷、疾病または老齢等で日常生活に支障があり、その者を介護するために勤務しないことが相当と認められる期間	連続する3年の期間内において1日のうち2時間の範囲内

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	取得率
12.0 日	30.5 %

注 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

5 職員の休業の状況 (令和5年度)

(1) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況

	令和5年度中の 育児休業等の 取得状況			令和5年度中に新たに育児休業等が 取得可能となった職員の 育児休業取得状況			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間 取得者数	育児休業 等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 取得者数
男性職員	8 人	1 人	0 人	18 人	8 人	1 人	0 人
女性職員	15 人	8 人	1 人	15 人	15 人	8 人	1 人
合計	23 人	9 人	1 人	33 人	23 人	9 人	1 人

(2) 高齢者部分休業の取得状況

男性職員	0 人
女性職員	0 人
合計	0 人

(3) 修学部分休業の取得状況

男性職員	0 人
女性職員	0 人
合計	0 人

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(令和5年度)

(1) 分限処分の状況

処分理由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	0 人	0 人	12 人	0 人	12 人
職に必要な適格性を欠く場合	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人
廃職または過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	2 人	0 人	13 人	0 人	15 人

(2) 懲戒処分の状況

処分理由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	合計
法令に違反した場合	1 人	1 人	4 人	2 人	1 人	9 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人	4 人
計	1 人	2 人	4 人	3 人	5 人	15 人

(3) 刑事処分者数の状況

処分理由	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
横領による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
傷害・暴行による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
公職選挙法違反による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
計	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

7 職員の服務の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが義務付けられています。また、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないとされていることから、職員には次の掲げる職務上の義務が課せられています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

8 職員の退職管理の状況

高島市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第11号）第3条により、職員であった者で管理または監督の地位にある職（課長級以上）に就いていた者は、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報（再就職日、再就職先、再就職における地位等）を届け出ることが義務付けられています。

令和5年度（令和4年度末退職者）の届出状況

区分	人数
全部局	6 人

9 職員の研修の状況

「豊かな感性を持って自ら考え行動する自律型職員」をキーワードとする人材育成基本方針に基づき、職員に様々な研修を実施しています。

主な研修の実績等 (令和5年度)

①組織内研修

区分	研修名	延べ参加者数	対象者
階層別研修	新規採用職員研修	81 人	
	主事・主査級職員研修	102 人	
	主任級職員研修	130 人	
	主監・参事級職員研修	82 人	
	次長・課長級職員研修	59 人	
その他研修	採用面接官研修	33 人	採用面接官担当職員
	人材育成研修	83 人	希望する職員
	服務遵守研修	47 人	希望する職員
	働き方改革研修	27 人	希望する職員
	福祉推進研修	21 人	希望する職員
	若手職員意見交換会	19 人	採用後３年目までの希望する職員
計		684 人	

②組織外研修

区分		研修名	受講者数	区分	研修名	受講者数
滋賀県市町村職員研修センター	一般研修	新任職員（前期）研修	23 人	指導者養成研修 研修指導者研究会	JST指導者養成研修	1 人
		新任職員（後期）研修	23 人		公務員倫理指導者養成研修	1 人
		現任職員（１部）研修	7 人		ワークショップ・ファシリテーター養成研修	1 人
		現任職員（２部）研修	11 人		JST指導者研究会	2 人
		現任職員（３部）研修	16 人		OJT指導者研究会	2 人
		係長級職員（１部）研修	13 人		公務員倫理指導者研究会	4 人
		係長級職員（２部）研修	11 人		政策形成指導者研究会	2 人
		課長補佐級職員研修	11 人		ワークショップ・ファシリテーター研究会	1 人
		課長級職員研修	6 人		クレーム対応指導者研究会	3 人
		部・次長級職員研修	8 人			
		定年延長者研修	5 人		小計	17 人
	実務専門研修	研修管理者研修	1 人	その他機関研修		人
		研修プランナー研修	1 人			人
		例規担当職員研修	4 人			人
		私債権等徴収事務担当職員研修	1 人			人
		給与事務担当職員研修	4 人			人
		住民税研修	1 人			人
		契約事務担当職員研修	3 人			人
		複式簿記研修	1 人			人
		法制講座（地方自治法）	2 人			人
		法制執務研修（基礎編）	4 人			人
		管理職マネジメント研修（危機管理）	5 人			人
		文書作成能力向上研修	4 人			人
		プレゼンテーション能力向上研修	1 人			人
		事務ミス防止研修	2 人			人
		会議力向上研修	2 人			人
		1DAYセミナー	7 人			人
		県政策研修セミナー連携研修	4 人			人
						人
						人
				人		
	小計	181 人	小計	0 人		
				合計	198 人	

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況 (令和5年度)

内 容	対象者	受診対象者	受診者	受診率
健康診断	全職員	567 人	564 人	99.5 %
胃検診	35歳以上の職員	399 人	166 人	41.6 %
大腸がん検診	35歳以上の職員	399 人	289 人	72.4 %
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数年齢の女子職員	103 人	56 人	54.4 %
乳がん検診	20歳以上の偶数年齢の女子職員	102 人	62 人	60.8 %

注 上記のほか、特定の業務に従事する職員のための健康診断も行っています。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業のうち厚生制度については、地方公務員法第42条および高島市職員の共済制度に関する条例に基づき、高島市独自の互助会を結成しており、また一部の事務を滋賀県市町村職員互助会に委託して実施しています。

	高島市職員互助会	高島市民病院・ 陽光の里職員互助会	滋賀県市町村職員互助会
会員数 (令和5年4月1日現在)	582 人	305 人	887 人
掛金額 会 費 令和5年度 決算	給料月額×5/1,000 10,627 千円	給料月額×6/1,000 6,988 千円	標準報酬月額×3.3/1,000 13,095 千円
補助金(公費支出) 令和5年度 決算	0 千円	0 千円	10,955 千円

注1 高島市職員互助会および高島市民病院・陽光の里職員互助会の決算の対象期間は各年度4月1日から3月31日までです。

<主な事業>

①独自互助会分(市からの補助金なし)

- ・厚生事業(健康診断・予防接種費用助成、職員親睦活動費助成、文化・スポーツイベント参加費助成、市内レジャー施設等利用費助成など)
- ・福利事業(結婚祝金、出産祝金、療養見舞金、弔慰金など)

②委託互助会分

滋賀県市町村職員互助会ホームページをご覧ください。

<http://www.shiga-ctvgojokai.jp>

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数 (令和5年度)

公務災害	6 件
通勤災害	0 件

1 1 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度当初 継続件数		0 件
新規請求件数		1 件
処 理 件 数	処分取消し	0 件
	処分修正	0 件
	棄 却	0 件
	却 下	0 件
	取 下 げ	0 件
	合 計	0 件
令和4年度末 継続件数		0 件